

平成27年3月2日
関東森林管理局

関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置対象業者名及び住所
株式会社イエローハイサポート
石川県金沢市割出町460-1
- 2 指名停止期間 自 平成27年3月3日
 至 平成27年7月2日（4ヵ月間）
- 3 指名停止の理由
株式会社イエローハイサポートは、平成26年6月24日付けで九州森林管理局大分森林管理署長と契約した「治山事業（本数調整伐作業）」の請負契約において、労務確保の不手際により事業期間内での事業の完了が困難であるとして事業完成不能の申し出をし、平成26年11月18日付けで契約解除に至った。また、契約解除に対する違約金を期限までに納入しなかった。
このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日59林野経第156号）別表第2第16号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約相手方として不相当であると認められるため。

【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課 電話 027-210-1149
担当：行政専門員